

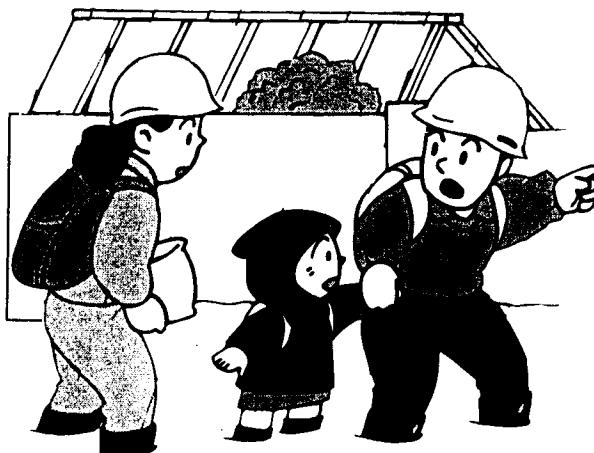
## 引継用

※役員の方が交替した場合には  
次の方へ必ず引き継ぎましょう。

飯田市自主防災組織

# 活動の手引き

～自分たちのまちは自分たちで守る～



平成15年4月

避難所運営については別冊「避難所運営の手引き」を参考にしてください

## 目 次

---

<b>第 1 章 自主防災組織とは</b>	
1.自主防災組織の必要性.....	1
2.自主防災組織とはどんな組織か.....	1
3.自主防災組織の役割.....	3
4.リーダーとして行なうべきこと.....	5
(1)自主防災組織の現状把握.....	5
(2)地域の状況把握と防災地図の整備.....	6
(3)自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定.....	8
<b>第 2 章 平常時の活動</b>	
1.防災知識の普及・啓発.....	9
(1)地域住民への防災意識の普及・啓発.....	9
(2)防災に関する知識の習得.....	9
(3)地域の実情把握.....	9
2.家庭での備え.....	10
(1)家屋の耐震診断と耐震補強.....	10
(2)家の外回りの点検.....	10
(3)家具等の転倒・落下防止.....	10
(4)出火防止.....	11
(5)非常持出品の準備.....	11
(6)家庭内の役割分担.....	13
3.防災訓練の実施.....	14
(1)防災訓練の目的.....	14
(2)訓練の成果をあげるために.....	14
(3)事故防止.....	15
(4)防火防災訓練災害補償制度の適用について.....	15
(5)各種訓練.....	15
4.火気使用設備器具等の点検.....	17
5.防災資機材等の備蓄.....	17
6.協働による他の組織や団体等との連携（自主防災組織の活性化）.....	18
<b>第 3 章 災害が発生した場合</b>	
1.伊那谷断層帯の地震が発生した場合.....	19
(1)被害予測.....	19
(2)突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動.....	20
(3)災害応急活動に関する情報の収集及び伝達.....	21
(4)被災者の救出活動.....	22
(5)消火活動.....	22
(6)医療救護活動.....	23
(7)避難行動.....	23
(8)避難生活.....	24
(9)安全点検.....	24
2.東海地震の警戒宣言が発令.....	25
(1)地震予知.....	25
(2)解説情報と観測情報.....	25
(3)警戒宣言の発令.....	25
(4)警戒宣言が発令されたときの社会状況.....	26
(5)判定会招集報の受理・警戒宣言発令時の対応.....	26
3.その他の災害.....	28
資料.....	29

## 第1章 自主防災組織とは

---

大地震などが発生した場合は、建物の倒壊や同時多発の火災などにより大きな被害が発生し、市や消防などの防災機関による災害活動に大きな制限を受けることが予想されます。

「自主防災組織」はこうした状況に置かれた場合、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持って防災活動を自主的に行うための組織です。飯田市では、自治会単位で自主防災組織が編成され活動を行っています。

### 1. 自主防災組織の必要性

災害が発生した場合、市や防災機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。

しかし、災害時の地域社会機能の分断によって、消火・救助・救護などの活動に十分対処できない場合も考えられます。

災害を最小限の被害にとどめるためには、地域の協力体制が不可欠です。家庭、自主防災組織を軸に、災害に負けないまちづくりを進める必要があります。

地域に住むみなさんが協力してこそ災害に強い地域ができあがります。個人、家庭ごとで防災活動をしても、いざというとき効果が期待できません。自主防災組織をより身近なコミュニティ活動の一環として位置づけ、そこで暮らしているみなさんが協力しあい、地域防災活動をすることが重要です。

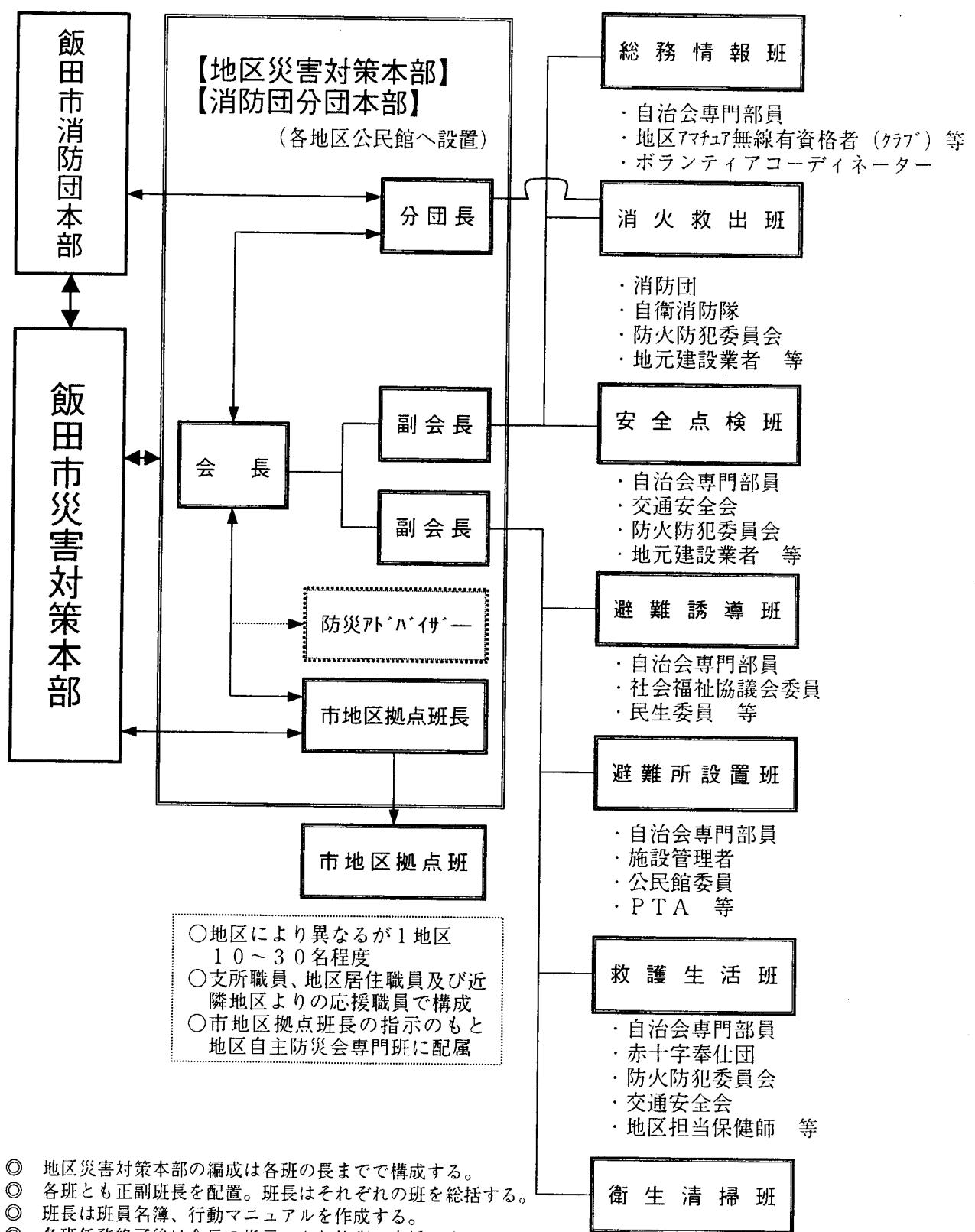
### 2. 自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、基本的に会長・副会長、自治会及び各種団体の役員等を中心とした組織体制で概ね次の図のような役割別の班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制としてください。

また、災害時には、計画どおりことが運ぶわけではないので、臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができるよう対策を考えておきましょう。

## 地区自主防災会組織図（例）

( 專 門 班 )



- ◎ 地区災害対策本部の編成は各班の長まで構成する。
  - ◎ 各班とも正副班長を配置。班長はそれぞれの班を総括する。
  - ◎ 班長は班員名簿、行動マニュアルを作成する。
  - ◎ 各班任務終了後は会長の指示により他班の応援にまわる。
  - ◎ 消防団は原則として地元の消火救出活動を優先する。  
状況に応じ他班の応援にあたる。
  - ◎ 地元建設業者へ重機等の車両応援要請責任者は市地区拠点班長とする。  
(飯田建設業協会へは市災害対策本部より要請)
  - ◎ 防災アドバイザー ..... 必要により置く。(消防・警察・自衛隊等のOBなどで3年以上継続でき、防災に対する助言ができる人)

衛生清掃班

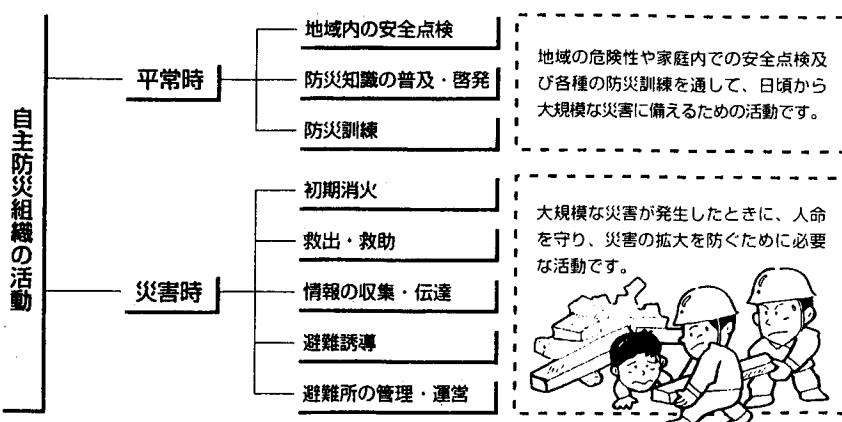
### 3. 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

### 自主防災会の役割分担

	平常時の役割	災害発生時の役割
会長 (1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織台帳の整備</li> <li>・避難所運営組織の検討</li> <li>・地区住民へ防災意識の普及、啓発を図り意識の高揚に努める</li> <li>・防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区災害対策本部を総括し、市災害対策本部と連携を図る</li> </ul>
副会長 (2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記事項について、会長を補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長を補佐し、会長不在時には、その職務を代行</li> </ul>
防災アドバイザー (1~3名) ※必要により	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民に対する防災研修会等の啓発活動を実施</li> <li>・防災訓練計画等に対する助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長に対し、状況に応じた助言</li> </ul>
市地区拠点班長 (班長1名) (副班長2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区自主防災会との連携</li> <li>・避難施設の確認</li> <li>・避難施設使用方法等の決め</li> <li>・避難所開設訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務情報班よりの情報を、市災害対策本部へ報告</li> <li>・地区災害対策本部と連携し、地区拠点班を統括</li> <li>・地区内の建設業者へ重機等の車両応援要請責任者</li> <li>・自主防災会と協力し避難所を開設</li> </ul>
総務情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材台帳の作成</li> <li>・住宅地図、市道網図、河川図等の防災地図の確保（安全点検班用も含む）</li> <li>・地区内の備蓄資機材の把握及び点検、整備</li> <li>・防災アドバイザーと合同で地区住民への防災意識普及啓発</li> <li>・情報収集、伝達訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班よりの情報を収集し、会長及び市地区拠点班長へ報告（アマチュア無線クラブ等は情報収集に専念）</li> <li>・デマ防止の為の情報の一元化</li> <li>・市災害対策本部よりの情報、伝達事項を地区住民及び避難住民へ伝達、広報の実施</li> <li>・避難所内掲示板の管理及び各種情報の掲示</li> <li>・備蓄資機材の運用管理</li> <li>・ボランティアとの連絡調整</li> </ul>
消防救出班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器の使い方及び消火訓練の実施</li> <li>・火災予防活動</li> <li>・消火の為の水利の調査</li> <li>・救助用資機材の調達先の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動</li> <li>・被害状況を総務情報班へ報告</li> <li>・出火防止活動（広報）</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・防災関係機関と協力した人命救助活動</li> <li>・市地区拠点班長と連携し、救助用資機材の調達</li> </ul>

	平常時の役割	災害発生時の役割
安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図、市道網図、河川図を利用し地区内危険個所の巡回、点検</li> <li>・危険個所を住民へ広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内巡回被災箇所把握</li> <li>・市地区拠点班長と連携し、応急復旧の為の重機、車両の調達</li> <li>・被災箇所の応急対策対応（通行止め等）</li> <li>・危険個所の広報（住民周知）</li> <li>・防犯パトロールの実施</li> <li>・被害状況を総務情報班へ報告</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民の把握（世帯台帳等作成）</li> <li>・応急避難所（一次避難所）、避難路の安全点検</li> <li>・避難誘導訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民の安否確認、点呼</li> <li>・住民への避難の呼びかけ（広報）</li> <li>・安全な避難誘導（広域避難所、避難施設）</li> </ul>
避難所設置班 ※詳細は別冊避難所運営手引参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設方法の検討</li> <li>・いざという時に備えた避難所レイアウトを、施設管理者を交えて検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設</li> <li>・避難所のレイアウト（施設管理者を交えて、プライバシーを考慮した）の設定</li> <li>・避難状況を総務情報班へ報告</li> <li>・避難所運営委員会に協力</li> </ul>
救護生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水となる水源（井戸、湧水等）の確認（水質の事前検査）</li> <li>・救護訓練及び応急手当方法の習得</li> <li>・各戸での非常持ち出し品準備の為の地区住民への啓発活動</li> <li>・炊き出し用具の点検、準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護活動</li> <li>・炊き出し活動（材料、燃料の確保）</li> <li>・飲料水の確保</li> <li>・応急救護所を設置し、必要に応じ救護所、医療機関へ重傷者の搬送</li> <li>・遺体の仮安置</li> <li>・救援物資配分への協力</li> <li>・状況を総務情報班へ報告</li> </ul>
衛生清掃班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ、ゴミ処理対策の検討</li> <li>・ガレキ等の廃棄物対策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置（避難所）</li> <li>・し尿対策</li> <li>・避難所でのゴミ処理（分別）の指導、対応</li> <li>・防疫対策（薬剤散布含む）</li> </ul>



## 4. リーダーとして行うべきこと

自主防災組織の活動は、各防災組織の会長、副会長等の指導的立場にある防災リーダーを中心に行われるものであり、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な災害弱者の把握、防災訓練の指導などを行います。(活動の成果は防災リーダーの指導力にかかわっており、平常時、災害時を問わず自主防災リーダーの果たす役割は極めて重要です。)

### (1) 自主防災組織の現状把握

#### ア. 各種台帳の点検・整備

自主防災組織に最低限必要な台帳は、自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、要介護者台帳です。これらの台帳は、「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に介護を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握するために重要な台帳となります。リーダーは常にこうした台帳を更新して「だれが、どこに」いるかを的確に認識しておく必要があります。さらに、地域内の団体等（事業所・各種ボランティア団体・消防団・学校・保育園・幼稚園等）についても把握し、連携することにより、より組織的な活動ができることがあります。

ただし、これらの台帳についてはプライバシーに関わる事項もありますので、保管の方法については十分注意してください。

#### ◎自主防災組織台帳

組織の世帯数、役員、防災訓練、勉強会・研修会等の活動の状況や危険箇所、避難地及び装備品など自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。年次ごとに人数や資機材などを点検の上、見直しが必要です。特に会長の引き継ぎ時には必ず次の会長に理解してもらうことが大切です。

#### ◎世帯台帳

世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は避難地での世帯人員確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用します。但し、プライバシーに係ると考えられる項目については書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。

#### ◎人材台帳

災害時の応急救護や救出救助活動等に活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく台帳です。

#### ◎要介護者台帳

自主防災組織内で介護が必要な人など、地域に在住する災害弱者を把握するための台帳で、避難誘導の際や避難地での対応に役立てるものです。この台帳の作成にあたっては、地区の民生・児童委員の協力も必要となります。また、プライバシーの確保については十分注意するようにしてください。

要介護者とは……具体的には、要介護高齢者、傷病者（緊急医療手帳所持者など）、身体障害者、精神障害者をはじめ、日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者や、地理や災害に関する知識が乏しく、日本語が理解できない外国人などと考えてください。

注意：精神に障害を持つ方は、他人に自分の障害が判った事で大きな精神的衝撃を受ける場合がありますので、特に慎重に。

#### イ. 防災資機材の点検・整備

自主防災組織に必要とされる防災資機材は、地域の実情（土石流・急傾斜地・地すべり危険地域か延焼火災の危険地域か、世帯数はどれくらいか等）に応じて何がどれくらい必要なのかを検討してください。

次に、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。なお、いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日頃から、点検と取り扱い方法の習熟に努めるようしてください。

#### ウ. 避難生活計画書の点検・整備

災害発生時には多くの避難者が発生し大混乱となることが予測されます。避難生活を秩序よく運営するためには、あらかじめ避難生活計画書を作成しておく必要があります。

### (2) 地域の状況把握と防災地図の整備

#### ア. 地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の住む地域にどのような危険があるのか、どんな人が住んでいるのかを知ることです。次の事項について点検し、地域のことを良く知ろう！

**地理的条件は？**

- 地域内での危険個所 ●水利 ●住宅密集度 ●被害想定に基づく要避難地の適否 など

**社会的条件は？**

- 世帯数、昼夜別人口 ●生活必需品の取り扱い店舗 ●行政の建物や医療機関の位置、所要時間
- 交通手段や通信手段（公衆電話の種類、数等） など

**人間関係は？**

- 組織内各世帯の家族構成 ●乳幼児、老人、病人等の居住状況 ●指定避難地に避難する世帯、人数
- 親戚等の縁故者に身を寄せる世帯、人数 ●技術、技能のある人（元消防士、元看護師、建設業 等）ボランティア活動経験者等の有無 ●利用可能な建物所有者への協力依頼 など

**防災上の危険要因は？**

- 地域内にある道路、橋梁の幅 ●非常時における道路使用の可否 ●ガラス等落下危険物
- 爆発物、有毒物、可燃物等の集積場所 ●倒壊の恐れのある家屋、煙突、塀、自動販売機 など

**防災上の安全要因は？**

- 井戸、貯水槽等の水源 ●可搬式ポンプ・街頭設置消火器等の資機材設置場所
- 集合所、避難路、避難地、設置される救護所 ●学校の防災設備や避難時に使用可能な場所 など

## イ. 防災地図の整備・点検

地域内の危険地域や防災施設などを把握したら、その状況を盛り込んだ防災地図を作成します。

防災地図は、その地域の土砂崩落などの危険地域、危険な施設・設備、幹線道路、地区自主防災組織本部、避難所等の各種防災上必要な施設・設備を記入したもので、地域の防災上の課題を把握するのに役立ちます。

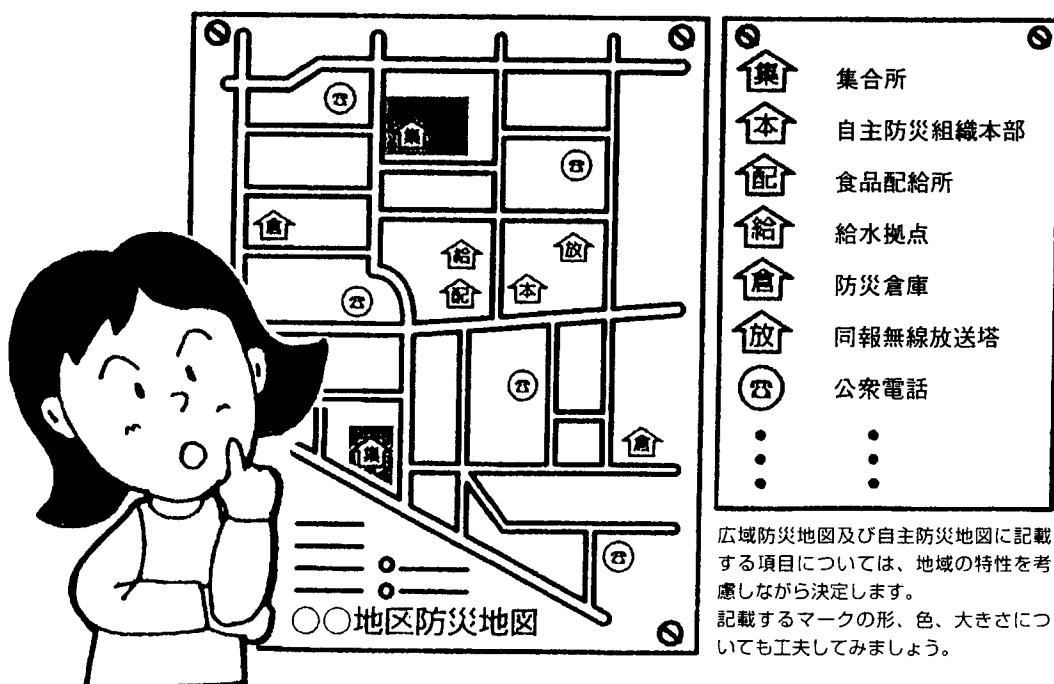
### 『広域防災地図』

- 5 千分の1～1万分の1程度の縮尺の地図に、自分達の自主防災組織の位置、広域避難地、一次避難地、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険個所、地すべり危険区域、重要水防区域等の広域的な表示事項を記載します

### 『自主防災地図』

- 1千分の1～2千5百分の1程度の縮尺の地図に、自主防災組織に属する範囲、地区自主防災組織本部、防災倉庫、消火栓など地域的な事項を現地調査し、記載します。
- 広域防災地図及び自主防災地図に記載する項目については、地域の特性を考慮しながら決定します。記載するマークの形、色、大きさについても工夫してみましょう。

### 【防災地図 例】



### (3) 自主防災組織の活動目標の設定と防災計画の策定

自主防災組織の現状を分析し、組織の活動目標や防災訓練、研修会等の計画の策定をすることは、自主防災組織の存在意義に直結する問題です。また、各班の班長などの意識高揚にも役立ちますので、リーダーシップを発揮し、組織的に取り組む必要があります。

#### [中・長期計画] (例)

- (目標)
  - 1年目：家庭内対策の徹底・台帳の見直し
  - 2年目：各班の行動の明確化
  - 3年目：防災資機材の充実
- (行動計画)
  - 1年目：家庭内対策の徹底
    - 4～6月 組長による家具の固定等のアンケート・台帳の見直し
    - 7～8月 家庭内対策の講習会の実施
    - 9～1月 家庭内実施状況のチェック

#### [年間計画] (例)

- 平成〇年 〇月〇日 自主防災会打ち合わせ
- 〇月 台帳見直しのための用紙配布
- 〇月 家具の固定等のアンケート実施
- 〇月 台帳の作成
- 〇月 班単位の検討会
- 〇月 班単位の課題の研究
- 〇月 防災資機材の点検
- 〇月 家庭内対策講習会
- 〇月 総合防災訓練打ち合わせ
- 〇月 総合防災訓練
- 〇月 地域防災訓練打ち合わせ
- 〇月 資機材の点検
- 〇月 地域防災訓練
- 〇月 防災講演会
- 〇月 個別訓練の実施打ち合わせ
- 〇月 個別訓練

### 事業・活動計画策定の流れと留意点

#### ●班別に計画を検討

1



できるだけ多くのメンバーに参加してもらって意見を出し合い、各班別で検討を行うようにする。各部門別の検討を行うことで、活動の漏れをチェックすることができる。

#### ●優先順位をつけて検討

2



各班別の意見を相互の関連などを考慮してテーマ別に整理し、項目別に優先順位をつけていく。その際、緊急性、重要性、実現可能性などの基準を立て、それぞれに検討していくと討議が進めやすい。

#### ●時間や予算を加味して計画作成

3



テーマ別に整理されたものを、組織の現況をにらみながら、時間的制約、予算などの要素を加味して、活動計画を作成していく。

#### ●年間重点項目の決定

4



年間活動計画に特徴を持たせるために、年間ごとの重点項目（目玉事業）を決めるのもよい。

## 第2章 平常時の防災活動

自主防災組織が、災害時に効率的な活動ができるかどうかは平常時からの心構えと訓練が大切です。そのため市民一人ひとりが自主防災活動への参加を通じて防災に関する知識や技術を身につけ防災意識を高め、日頃から十分な準備をしておくことが必要になります。

### 1. 防災知識の普及・啓発

想定される東海地震のように、災害が激甚で広域になる場合、行政や他の者に頼ることは難しくなります。大災害から身を守り財産を守るためにには、住民一人ひとりが災害に備えて、日ごろから十分な準備をしておくことが何よりも大切です。「自主」の名のとおり、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持つ必要があります。

#### (1) 地域住民への防災意識の普及・啓発

自主防災組織への関心を少しでも持ってもらうための「情報」の提供、自主防災組織への参加のきっかけになるような「場」の設置を心掛けてください。

- 各個人、各家庭での防災対策が防災の基本であることの認識を徹底する。
- 自主防災組織での役割分担、活動内容について周知徹底する。
- 繰り返し、継続して知識の普及、啓発を図る。
- 組織の活動内容のPRや講演会・研修会を開催し参加を呼びかける。

#### (2) 防災に関する知識の習得

災害時において自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、全ての地域住民が防災に関する正しい知識を有していることが大切であります。あらゆる機会をとらえて地域住民に普及、啓発し知識を吸収できるように次のような点に留意してください。

- 行政機関が行う防災講演会、研修会に積極的に参加する。
- あらゆる機会をとらえて防災に関する話し合いを持つ。
- 組織として防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。

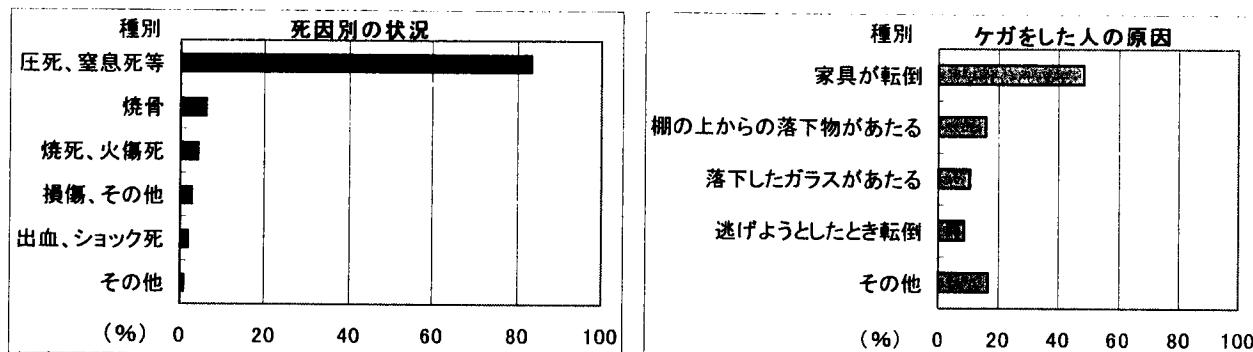
#### (3) 地域の実情把握

防災に関する一般的な知識の普及を図るとともに、特に地域特有の防災問題に関する認識を高めることも必要です。

- 自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、要介護者台帳等の整備
  - ・訓練の際には、それぞれの人材を組み込んだ訓練を実施しましょう
- 地域内の危険物集積地域（ガスタンク、油貯蔵所、ガソリンスタンド等）、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域、ブロック塀の安全度の実態把握を行う。
- 応急避難施設、避難路の点検等
- 地域の実態に即した消防活動、消防水利の確認等

## 2. 家庭での備え

阪神・淡路大震災では亡くなつた方の8割以上は家屋の倒壊等によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。これらのことから、各家庭において地震に対する備えをしておくことが非常に重要となります。しかし、住民には「自分の家はだいじょうぶ」「自分だけはだいじょうぶ」といった意識があり、家庭内対策はなかなか進んでいません。阪神・淡路大震災の状況を今一度思い出し、自主防災組織を挙げてこの対策に取り組んでください。



兵庫県警資料及び平成7年神戸市消防局調査より作成

### (1) 家屋の耐震診断と耐震補強

各個人の住宅等の耐震診断（市内の木造戸建住宅全戸の簡易耐震診断を平成14年度に実施）結果により耐震補強及び家具の転倒防止対策を指導してください。

木造住宅の耐震診断は誰でもできます。未実施の住宅があれば、耐震診断の仕方については県や市のパンフレットを活用してください。

また、木造以外の建物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建築物）については専門家に依頼するようしましょう。

### (2) 家の外回りの点検

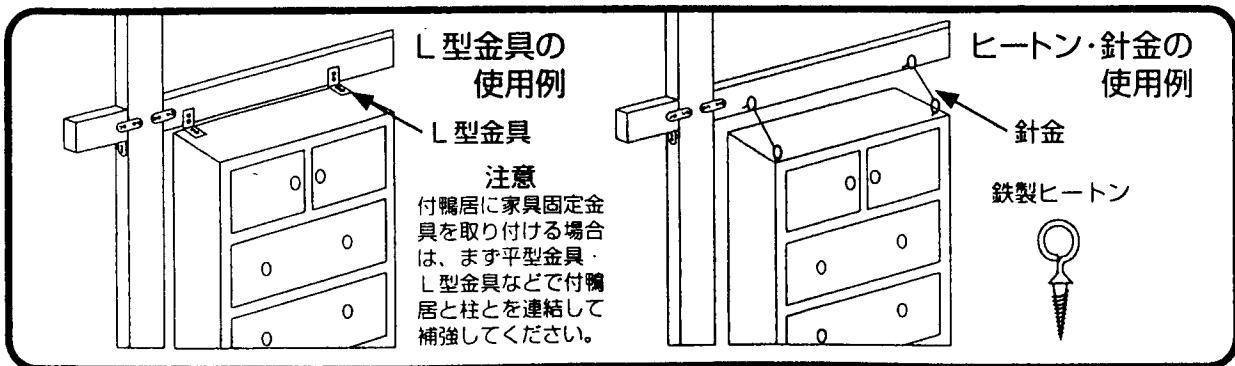
門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れが無かったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものがたくさんあります。避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊した場合、避難が遅れたり、緊急車両や緊急輸送車両の通行の妨げとなりますので、ブロック塀のある家にはぜひ点検・改善の実施を呼びかけてください。危険と判断されたものは、補強するか、柵や生け垣に取り換える必要があります。

### (3) 家具等の転倒・落下防止

どんなに建物を丈夫にしても、タンスや食器棚などが倒れてケガをしては何の意味もありません。家具はしっかりと止め、高いところに物を置かないなど、家族からケガ人を出さないようにしてください。

タンス等の家具類の他、冷蔵庫、テレビといった電化製品などにも注意が必要です。阪神・淡路大震災では地震の揺れで「テレビが飛んだ」という報告もあります。家庭内の転倒や落下の可能性があるものの全てについて対策を取るようにしてください。

**家具類の他、電化製品の転倒・落下防止対策を！**  
**寝る場所は家具類のない部屋に！**  
**2階などに重い家具は置かない！**



#### ～ ガラスの飛散防止対策 ～

阪神・淡路大震災ではガラスの飛散による負傷者が出ています。強化ガラス等に取り替えたりガラス飛散防止フィルムを貼ることで防止できます。

#### (4) 出火防止

地震はいつ起こるかわかりません。冬の夕食時間などに発生すれば、ストーブやガスコンロなどの暖房や火気器具が火災の原因となります。ガスボンベが転倒しないよう固定してあるか確認したり、ストーブは対震装置付にするなど、器具そのものの対策もしておきましょう。また、阪神・淡路大震災では、家人が避難し、誰もいなくなった家屋で電気の復旧による通電や配線のショートが原因と考えられる火災が発生しています。電化製品にも十分注意してください。

**避難時にはブレーカーを遮断し、ガスの元栓を閉める！**  
**プロパンガスは、安全器具や安全装置付きガス機器での使用を！**

#### (5) 非常持出品の準備

避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・常備薬・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

**自分を守る最小限の道具は何？から発想！**  
**暮らしで困るものは何かを考えて用意！**  
**屋外避難も想定してテントやビニールシートも！**

## 非常持出品の例

◎ここに示したものだけにとらわれないように、工夫をして用意しましょう。

### 貴重品

□現金（5万円程度・10円玉も）、預貯金通帳、印鑑、免許証、保険証など

### 非常食品

□乾パン、缶詰、栄養補助食品、インスタント食品

□ミネラルウォーター（缶やペットボトルのもの）

□水筒、紙製の皿、コップ、割り箸、缶切、栓抜

□乳幼児、高齢者、病人向けの食品 など

### 応急医薬品

□ばんそうこう、包帯

□消毒薬、傷薬、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬 等

□薬を常用しているひとはその薬

### 生活用品

□衣類（下着、上着、靴下など）

□タオル、ティッシュペーパー、

□軍手、雨具、ライター、ビニール袋

□生理用品、紙おむつ、など

### その他

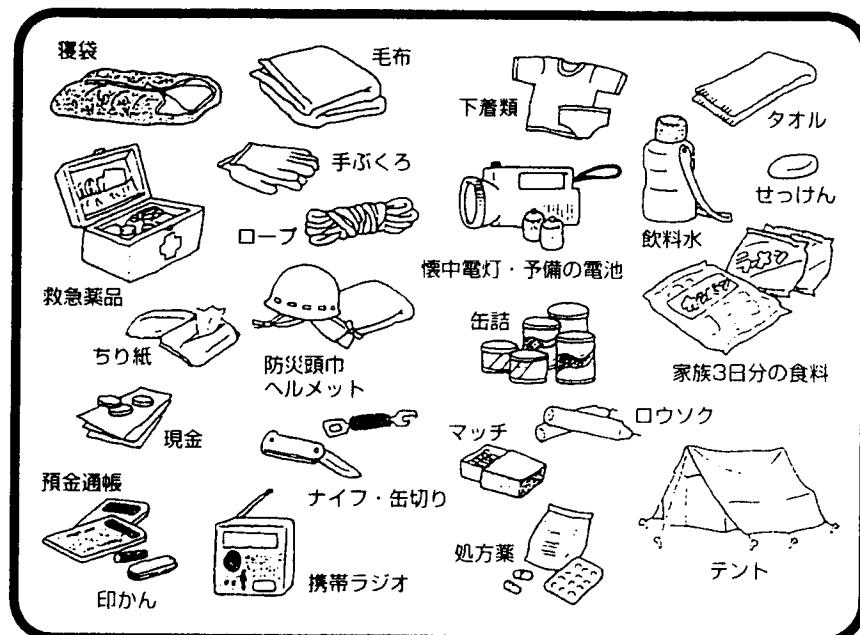
□携帯ラジオ（FMつき）

□懐中電灯（できれば一人にひとつ）

□予備の電池（多めに用意）

□マスク

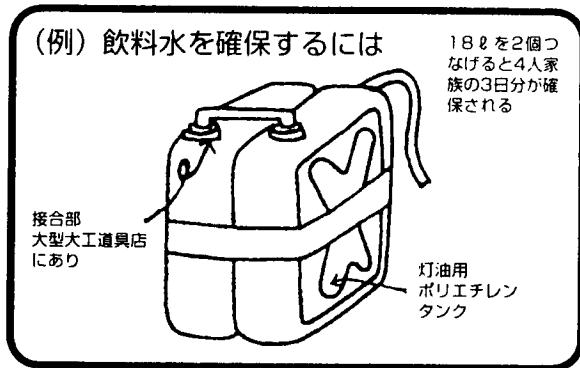
## 非常持出品の例



### ～ 食料・飲料水の備蓄 ～

大災害が発生した場合、道路や水道施設が損壊して使用できなくなることが考えられます。また行政による救援活動もすぐには行われません。各家庭において7日間程度は生活できるように、食料・飲料水の備蓄を心掛けてください。食料は非常食3日分を含む7日分を、飲料水については、1人1日3リットルを3日分備蓄するようにしてください。

**食料は非常食 最低3日分を含む7日分・飲料水は3日分**  
**非常持出品として用意し、日常使用しながら順次新しいものに取り替えていきましょう。**



### (6) 家庭内の役割分担

災害発生時は、とかくハード面の備えが取りざたされていますが、家庭内で役割を決めておくことも重要です。

日頃の防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか、また、家族が離れ離れになったときはどこに集合するなどをあらかじめ決めておくようにしましょう。

**発災時、1人では多くの安全対策ができません**

**発災時の役割分担を決め、万全の体制を！**

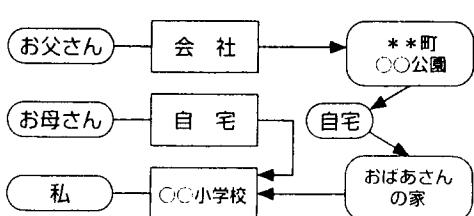
**家族が離れ離れになった場合の集合先を決める！**

#### 行動表の例

#### 地震がおきたら…

お父さんは会社から\*\*町○○公園へ避難します。おちついたら家に帰り、お母さんと私が避難していたら、おばあさんをつれて○○小学校へ行きます。

お母さんは自宅から非常持出品を持って○○小学校へ行きます。



#### 役割を決めて点検しましょう。

台所、風呂場、暖房器具など、火気まわりの安全対策。	名前
タンス・本棚・食器・戸棚などを倒れないようにする。	
窓ガラスなどの飛散防止対策をする。	
出入口までの避難経路や、安全な場所（部屋）を確保する。	
消火器・バケツの確認と点検。	
飲料水3日分と食料7日分（内3日分は非常食）の点検と補充。	
非常持出品の点検と補充。	

### 3. 防災訓練の実施

#### (1) 防災訓練の目的

大きな災害が起こったときには、家屋や道路などの被害のほかに、人的被害も大きくなることが予想されます。

電気・水道・電話が使えなくなることもあるでしょう。公的防災機関は各地で被害が発生し到着が遅れるかもしれません。緊急事態の中では、いち早く適切な応急活動が行われることが必要とされます。

このため、いつ災害が発しても対応できるよう自主防災組織として平素から防災訓練を行ない防災活動に必要な知識、技術を習得しましょう。

訓練により習得した知識、技術を災害発生時とっさにそれを行動に移せるようにする為には訓練を繰り返し実施することが重要になります。

#### (2) 訓練の成果をあげるために

防災訓練における成果は、第1に「災害発生時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身につくか」の2つに大別されます。訓練をしても、発生した災害に適応できなかったり、訓練そのものの内容的な問題で、住民の中に防災知識が根付かなければ、ただ単に、便宜上行っているだけになります。訓練の成果を上げるためには、下記の項目が重要となりますので、ぜひ心掛けてください。

##### ★訓練実施計画を立て計画的な訓練の実施

決められた時間内で効果的に訓練するためには、その訓練の目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画をつくりましょう。

##### ○訓練実施計画に定める事項

- |       |       |         |        |        |
|-------|-------|---------|--------|--------|
| ・訓練種別 | ・訓練日時 | ・訓練場所   | ・訓練指導者 | ・訓練参加者 |
| ・訓練目的 | ・訓練想定 | ・訓練内容 等 |        |        |

##### ★関連機関との調整

訓練の実施計画ができた段階で、事前に防災関係機関に内容を検討してもらい、正しい知識、技術を習得するために防災関係機関の指導を受ける等の協力を依頼します。

訓練会場を確保したら、市や防災関係機関に早めに届け出るようにしてください。届け出の内容は、日時、責任者、訓練内容、訓練会場、目的、参加予定人数などです。消火訓練や救出救助訓練などは危険を伴いますので、消防機関との入念な打ち合わせが不可欠となります。訓練予定日の直前に再度確認をしておくことが重要です。

##### ★地域の特性に応じた訓練の実施

地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。

- 急傾斜地に隣接した地域 ————— 山崖崩れを想定した訓練
- 住宅密集地 ————— 延焼火災を想定した訓練、シナリオのない訓練
- 観光地 ————— 観光施設利用者を加えた訓練
- 社会福祉施設に隣接した地域 ————— 社会福祉施設入所者を加えた訓練
- 事業所が混在した地域 ————— 住民と事業所の合同訓練

##### ★訓練の実施を周知徹底し、訓練日時に変化をつける

訓練日時を記載した回覧板やポスター・チラシもしくは広報を利用して、訓練の実施を「知らなかつた」人がないように徹底させましょう。

いつも同じ日時に実施していると、同じ人しか参加できないので、休日や夜間など多くの人が参加できる日時にも設定してみましょう。

### ★訓練の内容に変化をつける

様々な年代の人に参加してもらうことが望ましいので、各回テーマをしづり、地域の災害を想定したイメージトレーニング、女性のみによる避難訓練や高校生等による情報伝達訓練、高齢者や子供を対象とした訓練など変化をつけてみましょう。

訓練防災訓練の参加者は、「いつも同じ人ばかり」と思ったことはありませんか。防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法を認識してもらう良いチャンスです。防災訓練の中に興味を持って参加、楽しめる訓練などイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。また、外国人や体の不自由な方にも積極的に参加してもらうため、平常時からコミュニケーションをとるよう心掛けてください。

### ★訓練の反省を行う

訓練終了後に反省会を行い、訓練内容を見直し必要な改善を行うようにしましょう。

## (3) 事故防止

### ◎危険を伴う訓練には専門家の指導を

- ・消火訓練や救出・救助訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。

### ◎事前に十分な説明を

- ・訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意をしましょう。
- ・訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明しましょう。

### ◎服装は訓練に適したもの

- ・服装は訓練に適したものとし、軍手・ヘルメット（防災ずきん）を着用しましょう。

### ◎訓練中に事故が発生した場合は適切な措置を

- ・訓練中、整理・整頓に気をつけましょう。
- ・訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

## (4) 防火防災訓練災害補償制度の適用について

防災訓練中に誤ってケガをした場合、市では補償のために障害保険等に加入しているので、事前に計画を届け出るとともに、補償内容などを確認しておきましょう。

### 注意：補償の対象となる場合

- ・市又は消防機関が主催する防火防災訓練に、自主防災組織、民間防火組織、町内会等が参加したとき。
- ・自主防災組織、民間防火組織、町内会等が自動的に行う防火防災訓練で、事前に市、又は消防本部に「防火防災訓練届」が提出されたものなど。

## (5) 各種訓練

防災訓練では、概ね下記の訓練が代表的な訓練として実施されています。

どの訓練も重要で、このすべての訓練が有機的に機能してこそ人の命を救い、災害を拡大させないことになります。

また、大地震が発生した際、身の廻りでどのような災害が発生する恐れがあるのかをあらかじめ理解しておくことはとても大切ですから、イメージトレーニングや図上訓練などにも積極的に取り組んでいきましょう。

※各種訓練の具体的方法は資料編参照

### ●初期消火訓練

大きな災害で最も恐いものの1つは、地震による火災です。

関東大震災や阪神・淡路大震災でも火災による大きな被害が出ています。

消火器、バケツ等による消火用資機材の使用方法及び消火技術を習得しましょう。

### ●救出・救助、応急救護訓練

阪神・淡路大震災では、多くの人が倒壊した家屋や家具の下敷になって亡くなっています。この震災では、地域住民による救出・救助活動の重要性が認識されました。

消防署員等の専門家を招き、初期の救出方法等について研修しましょう。また、応急手当、搬出方法等についても同様です。

### ●情報収集・伝達訓練

災害に際し、住民は恐怖と不安の真只中で情報を求めています。また、市も地域の情報を求めています。正しく迅速に収集伝達する必要があります。

**情報収集**：地域内の被災状況（人的及び道路、橋、河川等の施設など収集できるすべての被害）、災害危険箇所の巡回結果、避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、本部に報告します。

**情報伝達**：防災関係機関（市災害対策本部）、地域災害対策本部からの指示等を正確かつ迅速に地域住民（避難生活者含）に伝達します。

### ●避難訓練

災害が発生し適切な避難誘導が行われなければ、住民はバラバラに移動し、相互のコミュニケーションが取れない状況になります。その結果、誰がどこにいるのかわからなくなったり、災害弱者への配慮がなされないことになります。

自主防災組織として、避難誘導班を中心として、住民の安否確認、避難等の要領に習熟し、定められた避難地まで迅速かつ安全に避難できるようにしましょう。

各個人としては避難時の携行品、服装について徹底しましょう。

### ●給食・給水訓練

大規模な災害が起こると、ライフラインが麻痺し、流通機能が混乱するので食料や飲料水などの入手が困難になります。物資が供給されるまでの間は自力で対処しなければなりません。そのため、協力して、給食・給水活動をすることが重要です

限られた資機材を有効に活用し、食糧や水を確保する方法を習得します。また、飲料水確保の為の水源についても確認しておきましょう。

### ●図上訓練

地区図面により各種想定のもとに、実際の災害活動に備えるために行います。

防災マップをつくり、自分たちのまち、人を知りましょう。

### ●総合訓練

個別訓練により習得した知識、技術を統合して、組織の各班相互に連携をとり、各班が、それぞれ適切かつ効果的な防災活動ができるよう行います。（個別訓練の集大成）

### ●体験イベント型訓練

防災とは直接に関係しない地区のイベント（運動会等）等において、防災に役立つ基礎知識、災害疑似体験等を取り入れ、無意識のうちに災害対応能力を高めるために行います。

#### ・イベント型訓練具体例

1泊2日のテント生活体験

災害を想定した障害物競争

バケツリレー競争

担架競争・起震車（マグニ一号）体験

煙体験

ウォークラリー

地域のイベント（運動会、盆踊り大会等）に合わせて行う訓練

オリエンテーリング

防災ウォッチング

防災クイズなど

#### 4. 火気使用設備器具等の点検

家庭内、事業所内には、大地震が発生した場合、火災の発生または拡大の原因となるものが数多くあることから、普段から十分な点検、整備をしておくことが大切です。

##### (1) 火気使用設備器具等の点検

火を使う設備、器具、可燃性の危険物品の点検・整備は各家庭において行うべきですが、自主防災組織としては「地区安全点検の日」を設定し、消防団で実施している予防査察にも参加して、一斉に点検するよう指導し、推奨することも必要です。

##### (2) 危険物物品等の点検

家の中には灯油、食用油、各種スプレー缶等の可燃性の危険物品が多数あり、これらは地震動により発火または引火して、火災の原因になったり、火災を拡大させることができます。

自主防災組織としては、地域住民が自己の所有する危険物品の管理状況を点検し、安全に保管するよう指導、推奨するため(1)と同様「点検の日」を設置すること等が考えられます。

##### (3) 木造住宅の点検

建物の倒壊は、倒壊による被害だけでなく、火災発生の重大原因にもなり被害を増大させます。自主防災組織では、各個人の住宅等の耐震診断を勧めたり、診断結果により耐震補強及び家具の転倒防止対策の指導が必要です。

(阪神淡路大震災では、死者の約8割が倒壊建物や転倒家具の下敷きで体が圧迫され亡くなっている。)

#### 5. 防災資機材等の備蓄

(1) 自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければなりません。その場合、地区的実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるのがよいか十分検討する必要があります。

(2) 防災資機材としては、次のようなものが考えられます。地区の実情に応じて選択してください。

情報収集・伝達用	・ハンドマイク・携帯用無線機・携帯用ラジオ(FM付)
初期消火用	・消火器・水バケツ・砂袋・街頭用消火器・消火栓用ホース・ヘルメット
水防用	・救命ボート・救命胴衣・防雨シート・シャベル・ツルハシ・スコップ・ロープ・かけや・くい・土のう袋
救出用	・バール・はしご・のこぎり・スコップ・なた・ジャッキ・ベンチ・ハンマー・ロープ・チェーンソー・エンジンカッター・チェンブロック・ヘルメット
救護用	・担架・救急セット・テント・毛布・シート・組立式シャワー・簡易トイレ
避難用	・強力ライト・標旗・ロープ・ハンドマイク・警笛
給食・給水用	・炊飯装置・釜・鍋・コンロ・給水装置・ろ水機・ガスボンベ
訓練用	・訓練用消火器・心肺蘇生用訓練人形
その他	・簡易収納庫・防災倉庫・リヤカー・ビニールシート・発電機

※防災資機材の整備には「飯田市自主防災組織施設整備事業」が利用できます。

(3) 自主防災組織としては、資機材を整備するだけでなく、次の点にも留意しましょう。

- ① 各家庭に消火器、汲置の水バケツ、消火用水、乾燥砂等を備えるよう指導してください。
- ② 救助用の工作資機材については、地区内の土木建設業者と予め打ち合わせ、災害時に資機材の提供が得られるようにしておくことも大切です。
- ③ 地震で電気がストップし、また水道管の破損等で水の供給が遮断される場合があります。この場合発電機を使用しポンプで井戸水を汲み上げることで、飲料水や火災発生時消火用の水として大変重要な役割を果たします。地区内における井戸水使用世帯の掌握も事前にできる対策です。

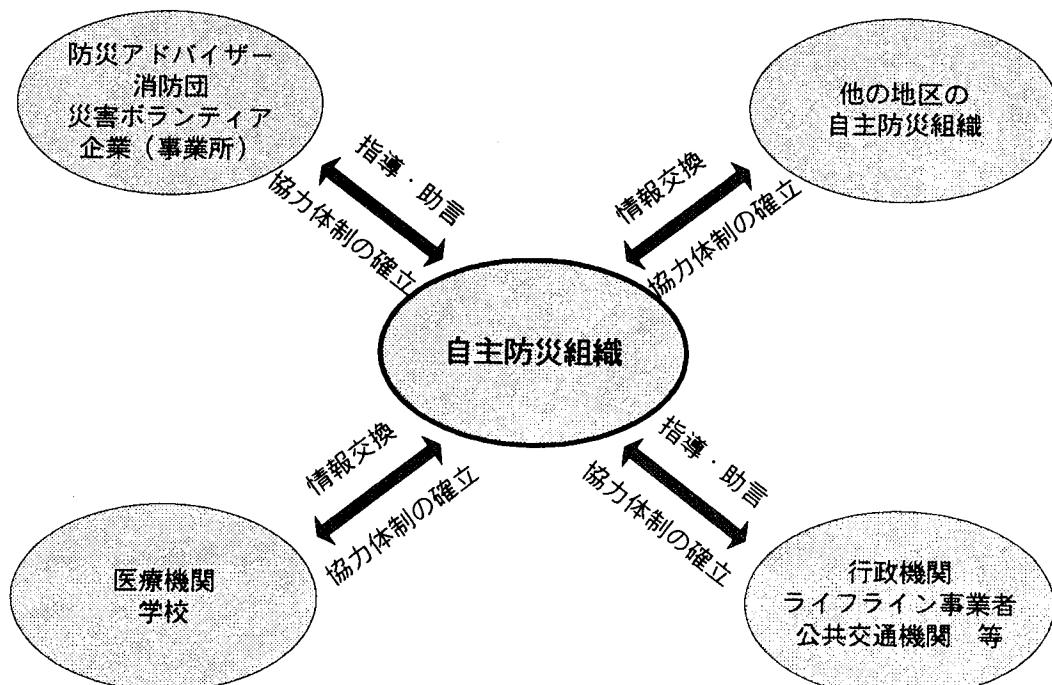
(4) 資機材には救護用や給食・給水用機材のように防災活動の拠点に保管した方が望ましいものと、消火器や水バケツのように分散管理した方が望ましいものとがあります。地区の実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用できるよう保管する必要があります。また、保管に関しては自主防災組織が単独であるいは共同して資機材を備蓄すべき拠点として、防災倉庫を設けることも必要となってきます。

(5) 整備した資機材は、点検の日を定め定期的、計画的にこれを整備、点検し、いつでもすぐに活用できるようにしておきましょう。また、常に資機材保有状況も確認しておきましょう。

## 6. 協働による他の組織や団体等との連携（自主防災組織の活性化）

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」と自主的に結成されるのですが、他地区的自主防災組織と活動上の情報交換をし、災害が起きた場合の協力体制を確立しておくことは重要です。

大きい災害ほど、被害は一地域に限らないので、相互に情報を公開し合い、助け合わなければなりません。また、自主防災組織は、防災関係機関の指導や助言、助力を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるために、防災関係機関や消防団、防災アドバイザー、災害ボランティア、学校、事業所等の協力が欠かせません。日ごろからよく話し合っておくなど十分連携をとるようにしてください。



## 第3章 災害が発生した場合

この章では、伊那谷断層帯の地震や東海地震などの大地震が突然発生した場合や中小規模の災害が発生した場合に自主防災組織がどのような活動をするべきかについて説明しています。

### 1. 伊那谷断層帯の地震が発生した場合

#### (1) 被害予測 (平成14年3月 長野県地震対策基礎調査報告書による)

伊那谷付近を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生した場合、飯田市から伊那市にかけて所々で震度7の地震が観測され、天竜川沿いの地域及び諏訪地域では概ね震度6強が観測されます。

諏訪市から伊那市、駒ヶ根市、飯田市に至る伊那谷の低地では液状化による噴砂と液状化に伴う建物倒壊も見られます。

斜面崩壊や道路盛土の崩壊、70箇所に及ぶ橋梁にすれ、段差、落橋が見られ、伊那谷周辺の道路と岐阜方面への道路及び、愛知県・静岡県側へ抜けるルートはほぼ通行できない状況となり、飯田市、駒ヶ根市など伊那市より南側の市町村は孤立することが予想されます。

また、木造建物、非木造建物では合計62,000棟以上が倒壊し、建物の倒壊は、諏訪市から伊那市、駒ヶ根市、飯田市に集中します。特に倒壊建物の多いところは飯田市15,000棟、伊那市12,000棟と予想されます。

全県における焼失棟数は6,000棟、飯田市、伊那市に特に多くの焼失家屋が発生します。死傷者は1,100人、重傷者2,400人、避難者数219,000人です。

上下水道は162,000世帯で断水、都市ガスは24,000世帯で供給停止。電力は149,000世帯で停電し、電話は84,000回線が不通となり、使用可能な電話も輻輳のためほとんどが通話できない状況となる予測です。

#### 飯田市の被害予測（想定時期：冬季午後6時～7時）

建物被害（棟）		出火・延焼被害		人的被害			ライフライン			
木造全壊・非木造大破	木造半壊・非木造中破	出火件数（件）	焼失棟数（棟）	死者（人）	重傷者（人）	避難者（人）	断水世帯数（世帯）	ガス供給	停電世帯数（世帯）	電話支障（回線）
15,336	15,886	43	807	245	445	47,273	33,166	停止	11,694	18,773

#### 解説

##### 木造建物

全壊：住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達するもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達する程度のもの

半壊：住家の損壊が著しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

##### 非木造建物

大破：柱・耐力壁が大破壊して建物全体または一部が崩壊に至った状態

中破：柱や耐力か壁にせん断ひび割れが見られる状態

##### 出火延焼

被害想定時期を冬季午後2時～3時とした場合は、出火件数68件、焼失棟数1,399となる。

## (2)突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動

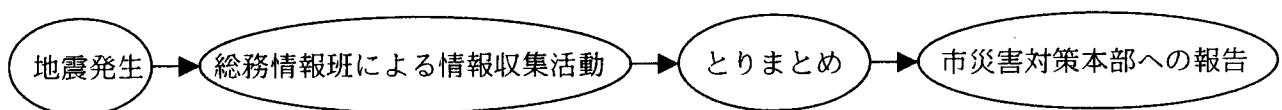
状況	各個人の行動	自主防災活動
0:00 地震発生 ～ 数時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の揺れに注意し身を守る</li> <li>・余裕があれば火の始末</li> </ul> <p>揺れがおさまる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素早く火の始末</li> <li>・玄関を開ける（出口の確保）</li> <li>・火の元確認（ガスの元栓閉め、電気のスイッチ・ブレーカーを切る）</li> </ul> <p><b>山、崖崩れの危険が予想される地域はすぐ避難</b></p> <p><b>火が出ても落ち着いて初期消火</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の安全確認</li> <li>・靴を履く</li> </ul> <p><b>家中でも危険物がいっぱい</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんな無事か</li> </ul> <p><b>隣近所に声をかける</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近所に火は出でていないか</li> </ul> <p><b>大声で知らせる（笛等で合図） 消火器を使え 漏電、ガス漏れ、余震に注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ、同報無線により情報確認</li> </ul> <p><b>車で逃げるな！</b></p> <p><b>ブロック塀、ガラス、がれきに注意！</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所で助け合い</li> </ul> <p><b>見つからない人はいないか？ けが人はいないか？</b></p> <p><b>地区災害対策本部設置</b></p> <p><b>総務情報班による地区内の被害情報収集 市からの情報を住民へ正しく伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防救出班による初期消火活動（バケツリレー、可搬ポンプ等）</li> <li>・救出活動</li> <li>・救護生活班による負傷者の応急救護、救護所への搬送</li> </ul> <p><b>地域の事業所等の協力を得る 困難な場合は消防署等へ要請 無理はしない</b></p>
～ 48時間	<p>火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなで消火活動</li> <li>・みんなで救出活動</li> </ul> <p><b>まちを守る</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と協力して避難所運営</li> </ul> <p><b>避難生活計画書にしたがった 秩序ある避難所運営 災害弱者に対する配慮</b></p>

状況	各個人の行動	自主防災活動
48時間～2週間 避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしを守る</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           安全な暮らし場所の確保            家族・友人・知人等の安否確認            衣食住の確保         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人や社会的被災地状況の受容</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           避難所暮らしの拠点における            自治、管理体制         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心と体のケア</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           各団体、地域でのネットワー            クづくり            ボランティアセンターの設置            運営            行政・自主防災会・NPO團            体によるテーマ別情報交換の            システムづくり         </div>

### (3) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や火災発生の状況を迅速にとりまとめ、市の災害対策本部に報告するようにしましょう。

- ・情報収集を迅速に行うため、事前に調査地域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- ・被害報告を受けた総務情報班長は、市地区拠点班長に報告します。  
「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。
- ・防災無線や市の広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないようにしましょう。（デマ等の防止）



#### (4) 被災者の救出活動

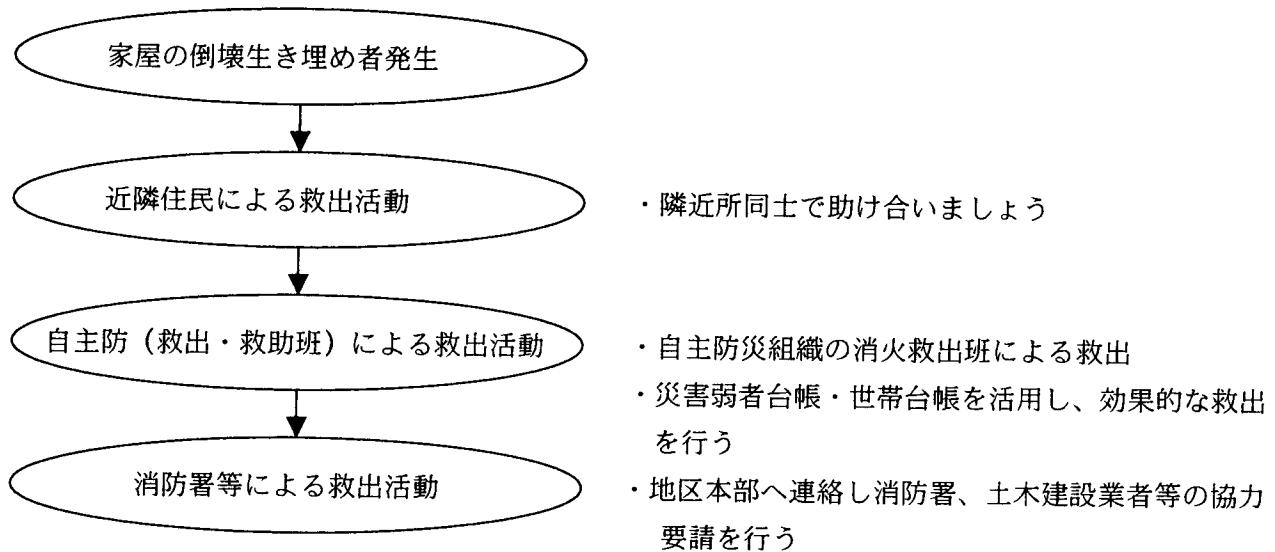
大地震発生時には家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応が出来ません。地域の自主防災組織が協力して救出・救助にあたりましょう。

##### ○まずは自分・家族の安全を確認したのち、隣人の救出

- ・負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反応を見る。
- ・居場所がわかったら救出のための人を集める。人が見える場合は5~10人、見えない時は20人位がよい。
- ・ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出。

##### ○自主防災組織による救出

- ・特技者によるチェンソー、可搬ワインチ、エンジンカッターなどを利用した救出。
- ・被災者の埋没位置、数などを的確に把握しておくこと。

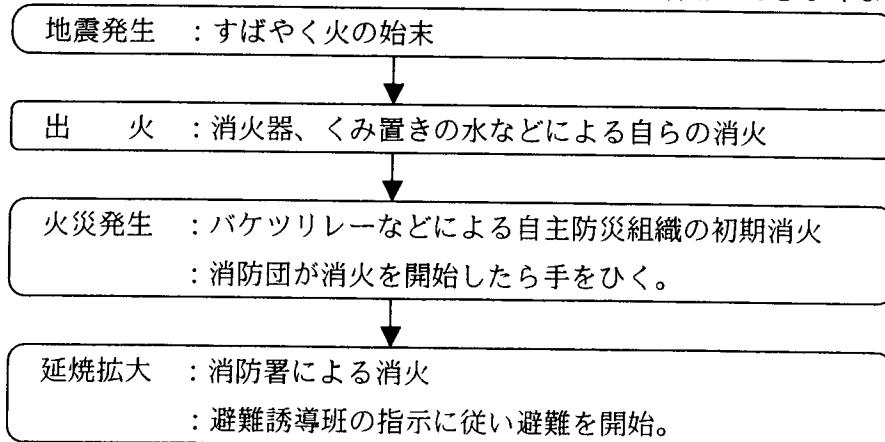


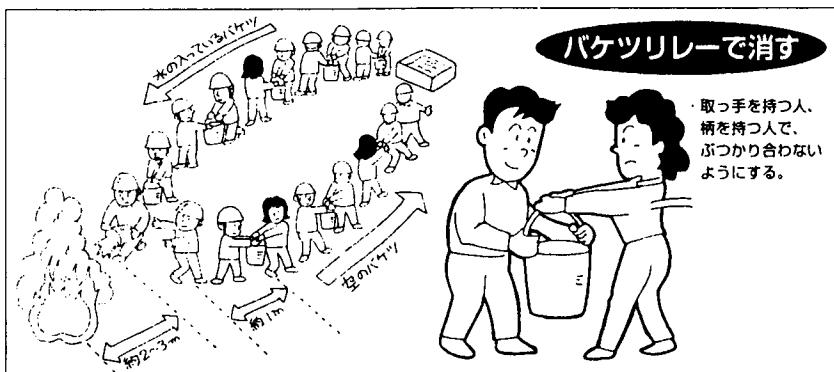
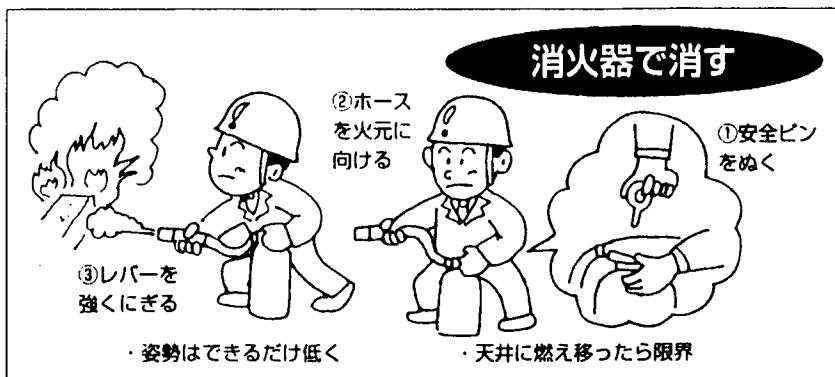
#### (5) 消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。

ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したらその指示に従うようにしましょう。

※消火栓による同時消火活動は、水圧が低下し消火活動ができなくなることがあります。





## (6) 医療救護活動

大規模な地震が発生した時には大量の負傷者が出ますが、すぐに医者による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合はまず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は市が設置する救護所に搬送するようにしてください。

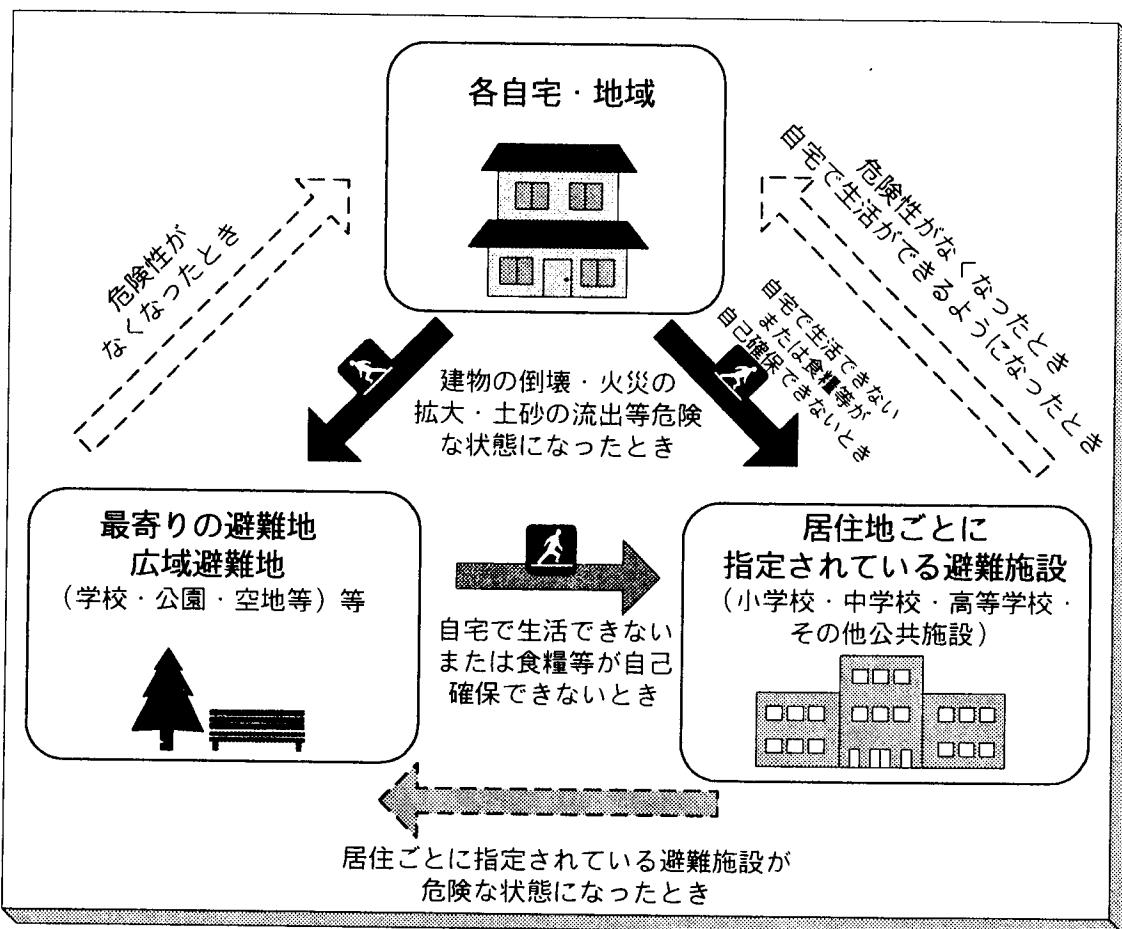
## (7) 避難行動

地域の危険性によって避難の方法が異なります。自分の地域ではどのような避難行動が必要なのか、よく理解しておくことが大切です。

情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基づいて行動するようにしましょう。また、自力で避難することが困難な災害弱者については事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように皆で協力することが大切です。

- ①自主防災組織が指定した応急避難場所において、地域住民の安否（世帯台帳等を使用）を確認する。
- ②自宅等被災した住民は、避難誘導班の指示に従い指定の避難場所へ避難する。この場合、被災しなかった住民は、災害弱者を除き、自主防災活動に参加する。
- ③避難にあたっては、責任者の指示に従い、安全な経路を指定する。
- ④避難対象者は、自宅での生活が困難な人とする。
- ⑤避難者名簿の作成。

## 避難のルール



### (8) 避難生活

避難生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由などから暗いイメージとなりがちです。自主防災組織を中心に、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努めてください。

特に高齢者や障害者などの災害弱者へのあたたかい配慮が必要です。

あらかじめ避難所運営マニュアルを作成しておきましょう。

**別冊 避難所運営の手引き参照**

### (9) 安全点検

安全点検班による地区内巡回・被災箇所を把握し、あらかじめ準備した図面に記入し、被災箇所の応急対策を実施してください。(通行止等の措置)併せて危険箇所の周知を行います。

また、避難所生活世帯の住家を中心に防犯パトロールを実施します。

## 2. 東海地震の警戒宣言が発令

### (1) 地震予知

一般的に、「地震予知は非常に困難」とされていますが、予想される東海地震のように、陸地を含む一定の地域で周期的に繰り返し起こっている大地震は、予知の可能性があるといわれています。

東海地震の予知は、気象庁などの国の機関が中心となり、歪計などの観測機器を使って24時間監視を行い、観測データの変化をとらえ、それが直ちに東海地震の発生に結びつくかどうかを判定しようとするものです。

### (2) 解説情報と観測情報

判定会の招集基準に至らないものの、観測データに一定の変化が認められた場合、気象庁から「解説情報」と「観測情報」が出されます。

歪計などが普段と異なる変化を示したり、震源域付近で特異な地震が起きた場合、東海地震とは直接関係しないと判断された時に出されるものが「解説情報」です。

一方、すぐに判定会を招集する状況ではないが東海地震との関係がすぐに判断できないため、しばらく様子を見守る必要がある場合には「観測情報」が出されます。

### (3) 警戒宣言の発令

気象庁で観測データが、異常なものであると判断された場合には、直ちに「地震防災対策強化地域判定会」が招集されます。判定の結果、東海地震が発生しそうだという場合には、気象庁長官が内閣総理大臣に報告します。内閣総理大臣は閣議で決定した後、「地震防災対策強化地域」に対して、「警戒宣言」を発令することになります。

#### 警戒宣言とは

「警戒宣言」とは、「2~3日以内（または数時間以内）にマグニチュード8程度の大地震（東海地震）により震度6弱以上のゆれに襲われ、建物等に大きな被害を受ける恐れがある」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

#### (4) 警戒宣言が発令されたときの社会状況

警戒宣言が発せられると、皆一斉に準備行動を起こすため、あちこちで大変な混乱が起こることが予想されます。

私たちの身の回りはどうなるのか、社会の動きをよく理解して、素早く安全に行動することが大切です。

##### 《社会状況》

###### ◎電話、電気、ガス

- ・使用可能（できるだけ使わない）

###### ◎水道

- ・使用可能（普段から水をためておく）

###### ◎バス

- ・付近の安全なところまで走行し、運行は中止される。

###### ◎鉄道

- ・最寄りの安全な駅に停車する。

###### ◎大規模スーパー等

- ・原則として営業停止

###### ◎金融機関

- ・原則として営業は停止、現金自動支払機は可能な限り使用継続

###### ◎病院

- ・外来診療は救急患者を除き中止

###### ◎幼稚園、保育園、学校

- ・閉園、閉校。園・学校にいる園児・児童生徒は原則としてすぐ帰る（集団下校）か保護者に引渡す。

###### ◎道路

- ・避難路などを確保するため交通規制や速度規制がされる。車は徐行運転。

#### (5) 判定会招集報の受理・警戒宣言発令時の対応

地震防災対策強化地域判定会が招集されると、市は地震災害警戒本部を設置し地区拠点班を開設します。自主防災組織は地区本部を開設する等、警戒宣言の発令に備えてください。

警戒宣言が発令（判定会召集を含む）された場合、自主防災組織としては、次のような行動が考えられます。

##### ①自主防災組織本部の開設

活動拠点として、地区自主防災組織の本部を市役所支所・公民館に設置します。

##### ②情報の収集・伝達

- ・情報班を組織し、地域毎に担当を決めます。
- ・市からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認、巡回します。
- ・避難地にすでに避難している人もいるので、応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告します。

##### ③初期消火の準備

- ・防災倉庫の可搬ポンプ等、初期消火資機材の点検を行い、準備態勢を整えます。

#### ④防災用資機材等の配備・活用

- ・防災倉庫等に保管中の防災用資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認します。

#### ⑤家庭内対策の徹底

次の事項について、総務情報班が巡回・広報をして、各家庭内対策の周知・徹底を呼びかけます。

- ・家具の転倒防止

家具類の固定を呼びかけます。

- ・落下物の除去

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

- ・出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認、水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

- ・備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

#### ⑥避難活動

- ・避難行動

ア 山崩れ等危険予想地域の住民に対して市の避難勧告又は指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させます。避難状況を総務情報班が確認後、本部長がチェックし、市に報告します。

イ 自力避難の困難な弱者については、必要に応じて、自主防災組織において避難地まで搬送します。(この場合、弱者に必要な物資等を忘れないこと)

ウ 避難対象地域外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合等は、付近の安全な空地等への避難をすすめてください。

エ 上記以外の住民は自宅にて地震の発生に備えた行動をしてください。

- ・避難生活 **※ 別冊 避難所運営の手引き参照**

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をします。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の活動に必要な資機材を準備します。

ウ 食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努めてください。

#### ⑦社会秩序の維持

・ラジオ、テレビ、防災無線等による正確な情報の収集・伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努めてください。

・生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力してください。

### 3. その他の災害

- ・風水害等のその他の中小災害については前記に準じて、臨機応変に対応してください。
- ・地区本部の設置については、災害状況により市災害対策本部から指示が出ます。